

# 止めよう! 変形労働制 54

## 文科省が、給持法改定に伴う指針を告示②

### 「**在校している時間**」は客観的な記録により**確実に把握し、公文書として管理・保存する**

#### ●「**在校している時間**」について、客観的な記録により確実に把握

1月17日に告示され、4月から施行される「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、指針)の「第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置(2)」に、客観的な勤務時間把握について次のように書かれています。

労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

「指針」とともに各都道府県教委あてに送られている「Q & A」にも、「教育職員からの自己申告により行うことは可能か」との問いに対して「『在校等時間』について客観的な記録により確実に把握していただくようお願いします」と、改めて確認されています。

文科省が発表した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」によると、客観的な勤務時間把握が行われている自治体は、北海道では24.4%にとどまっています。札幌市などで行われているエクセル等による入力も客観的な勤務時間把握とは言えず、市町村教委による早急なシステム構築が求められます。



#### ●『**官製研修**』以外の研修は、「**在校等時間**」には含まれない

「指針」の「第3 業務を行う時間の上限」には、「在校等時間」の考え方について、「在校している時間を基本」とし、そこに下記の「イ」「ロ」の時間を加えることとしています。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

「イ」で示されている「職務として行う研修」について、「Q & A」には、「初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、都道府県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修」、いわゆる『官製研修』と呼ばれる研修が対象になります。



その他の研修については、「職務専念義務を免除されて行う活動は、業務として整理できないものであることから、職務専念義務を免除するものであって、いわゆる職専免研修は、ここでいう『職務として行う研修』には含まれません」とされており、『官製研修』以外の研修は「在校等時間」には含まれません。

また、「児童生徒等の引率等」については、「Q & A」に「校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の練習試合等への引率業務などが含まれます」とされています。

### ●テレワーク以外の「持ち帰り業務」は、「在校等時間」には含まれない

「Q & A」には、「自宅等に持ち替えて業務を行った場合、その時間は『在校等時間』に含まれるのか」との問いに対して、「各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるもの」以外の持ち帰り業務は「含まれません」とされています。

持ち帰り業務については、一方で、「指針」の「第5 留意事項（3）持ち帰り業務について」に「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則」と規定されており、「上限時間を守るためだけに自宅等に持ち替えて業務を行う時間が増加してしまうことは、厳に避けなければなりません」とされています。（この規定については、後日のニュースで詳しくお知らせします。）



### ●土日や祝日の業務も、校務として行っている業務の時間は、「在校等時間」に含まれる

「Q & A」には、「土日や祝日などの業務の時間も、『在校等時間』に含まれるのか」との問いがあり、「校務として行っている業務の時間については『在校等時間』に含まれます」とされています。ですから、教員が在校している時間について、土日や祝日も含めて、客観的な勤務時間把握の対象とされなければなりません。

### ●「在校等時間」の管理・計測にあたって、分単位で記録する必要がある

「Q & A」では、「『在校等時間』の管理・計測」について「分単位で記録する必要がある」とされています。

報道では、ある県での勤務時間把握について、「分」の単位は切り捨てられ、始業前と終業後合わせて1日最大1時間58分が切り捨てられる仕組みのシステムを運用しているところもあるようですが、この「Q & A」によれば、そうした運用もできないこととなります。



### ●「在校等時間」の計測結果は、公文書として管理・保存される

「Q & A」には、「『在校等時間』の計測結果について、公文書として管理及び保存を行う期間はどのくらいの期間か」との問いに対して、「基本的には行政文書に該当する」として、「当該計測結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、一定期間の保存が必要」とされています。

具体的な保存期間としては、下記の法律の規定も参考に、適切に定めることとされています。

地方公務員災害補償法：時効2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）  
労働基準法：使用者は、（中略）重要な書類を3年間保存しなければならない。